

第10投票区を設置

小針内宿区の投票所は
小針北小学校体育館

平成18年9月1日付けで、小針内宿区を第9投票区から分離させて第10投票区としました。

このことにより、今後執行される選挙においては、小針内宿区の選挙人の方は小針北小学校体育館で投票することとなりますのでご注意ください。

選挙管理委員会
☎2222

投票区名	区域名
第1投票区	下郷区のうち中島地域、綾瀬東区、綾瀬南区、綾瀬北区、栄南区
第2投票区	栄中央区、栄北区
第3投票区	丸山区、下郷区(中島地域は除く)、大山区
第4投票区	志久区、南本区、北本区(本町一・三丁目及び本上地域の一部を除く)
第5投票区	中央区、小貝戸区、北本区のうち本町一・三丁目及び本上地域の一部
第6投票区	柴中荻区、若榎区
第7投票区	大針区、細田山区
第8投票区	羽貴区
第9投票区	小針新宿区、光ヶ丘区
第10投票区	小針内宿区

小針内宿区以外の選挙人の方については変更ありません。



10月1日から
防災行政無線の
定時放送時刻が
かわります



ご注意ください

放送時刻 16時30分

曲名 野バラ

☎ 生活安全課生活安全係

☎2282

みんなで進める交通安全

秋の全国交通安全運動

9月21日(土)～30日(土)

上尾警察署管内で死亡事故が多発しています!!
交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

・高齢者の交通事故が多発しています。ドライバーのみなさんは高齢者の行動特性を理解し、横断しようとする高齢者や高齢者マークを付けた自動車、車いす利用者を見かけたら、思いやりをもった運転を心がけましょう。



・歩行者や自転車利用者のみなさんは、夕暮れ時・夜間は自分が見落とされることを十分意識して、明るい色の服装や反射材の着用を心がけるとともに、自転車は必ずライトを点灯しましょう。



・自動車乗車中の死者のうち、約6割がシートベルト非着用者です。乗車中は運転席、助手席はもちろんのこと、後部座席もシートベルトを着用しましょう。



☎ / 電話番号 ☎ / 問合せ ㊦ / 申込み ㊧ / 内線

シリーズ～ 行政改革 レッツ・トライ! 「行政評価システム」

今回のテーマは「行政評価システム」です。一般的には「行政活動を一定の基準・視点にしたがって評価し、その結果を改善に結びつける方法」と定義されています。

それでは、今回も企画さんにわかりやすく教えてもらいましょう。



気になる町の お金の使いみち

もくせい ローズちゃん、今回は「行政評価システム」についてだね。

ローズ 名前だけ聞くと難しくよね。しっかりと勉強しましょうね。

企画さん今回もよろしくお願ひします。

企画 はい、今回は「行政評価システム」についてだね。

突然だけど、みんなは自分の町がどんなことにお金を使っているか、どんなことをしているのか気になるよね。

もくせい そうですね、例えば自分の町の道路や公園が整備されるのに、どれくらい費用がかかるのか気になります。

企画 この他にも身近なものはごみの収集・焼却にかかる費用や図書館の本の購入、上下水道の整備など、実にさまざまなところでお金は使われているんだ。

ローズ 私たちが通っている学校の管理や給食の調理・運搬とか、たくさんのお金がありますよね。

施策や事業を検証！

企画 うん、行政評価システムとは、そうしたさまざまな行政活動について、必要性はあるのか、無駄な部分はないか、その費用に見合うだけの効果を出しているかといったことを検証するシステムなんだ。

つまり、現在取り組んでいる施策や事業などを改めてチェックする、そしてその結果を見て改善していくんだよ。

もくせい やりっぱなしにはしないということですね。

より開かれた行政へ

企画 そうなんだ。そして、住民の方々に公表をするということ、行政側の説明責任の向上にもつながって、より良くするにはどうしたらいいのかということについて、今よりもっと考えるようになるよね。

ローズ そうすることで、住民の目線に立った行政運営が行われるようになるんですね。

もくせい 伊奈町では、行政評価システムについて導入する予定はあるのですか？

企画 現在、伊奈町では試行段階として、平成13年度から事業名や事業内容、事業費、自己評価などを盛り込んだ評価表(右側)に掲載してあります(作成しているんだ。そしてさらにわかりやすくなるように修正をし

事業の内容	事業概要 (目的・対象・手段など)
	執行体制 (職員・一部・全部委託)
評価	項目
	必要性
	効率性
	有効性
	総合評価

ながら本格的な導入に向けて取り組んでいるんだよ。

もくせい 確かに評価表が難しくてわかりづらいと、それを見る僕たちにもわからないですよ。

企画 公表する際の形式や方法、情報量については今後十分に検討していく予定だよ。

ローズ なるほど、よくわかりました。とても大切なものなんですね。ありがとうございます。

次回は「権限委譲」について解説します。

行政改革について、ご意見や感想がありましたら左記へお送りください。

企画課政策企画担当 2215、FAX 721 2136

家を新築・増築された方

家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。

該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、町に連絡をお願いします。

2154 税務課固定資産税係 ⑤

町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

収税課 2143